

(別紙2)

規制に係る事前評価書(要旨)

【化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案】

規制の内容	エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンの第一種特定化学物質への指定（2物質の製造・輸入・使用の原則禁止）、ヘキサブロモシクロドデカンが使用されている4つの製品の輸入禁止製品への追加		
担当部局	厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 経済産業省製造産業局化学物質管理課 環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室	電話番号：03-3595-2298 電話番号：03-3501-0080 電話番号：03-3581-3351	E-mail：exchpro@mhlw.go.jp E-mail：qqhbbf@meti.go.jp E-mail：chem@env.go.jp
評価実施時期	平成26年1月		
規制の目的、内容及び必要性等	（1）規制の目的 環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、長期毒性を有する化学物質であるエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについて、第一種特定化学物質に指定し、これら2物質による環境汚染を通じた人又は環境への悪影響を未然に防止するため、以下の規制を導入する。 （2）規制の内容 ・エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンの第一種特定化学物質への指定 ・ヘキサブロモシクロドデカンが使用されている4つの製品（「防炎性能を与えるための処理をした生地」、「生地に防炎性能を与えるための調製添加剤」、「発泡ポリスチレンビーズ」及び「防炎性能を与えるための処理をしたカーテン」）の輸入禁止製品への追加 （3）規制の必要性 エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンによる環境汚染等が生じるおそれがあるため、ストックホルム条約の決定及び3省審議会の結論を踏まえ、これら2物質の製造・輸入及び使用を原則禁止するとともに、ヘキサブロモシクロドデカンが使用された4つの製品の輸入を禁止することが必要である。		
	関連条項	第1条、第7条	
想定される代替案	条約の担保並びに製造・輸入及び使用の規制を導入する必要があることから規制の手法についての代替案は想定していない。		

規制の費用		費用の要素	代替案の場合
規制の費用	(遵守費用)	(1) エンドスルフアン ・製造・輸入事業者及び使用事業者に、代替のコストが発生する可能性がある。 (2) ヘキサブロモシクロドデカン ・製造・輸入事業者及び使用事業者に、代替のコストが発生する可能性がある。 ・製品の輸入事業者に、使用の有無を確認するコスト及び代替による価格上昇のコストが発生する可能性がある。 ・製品の購入者（使用者）に、代替による価格上昇によるコストが発生する可能性がある。	—
	(行政費用)	(1) エンドスルフアン ・特に発生しない。 (2) ヘキサブロモシクロドデカン ・税関において、4製品への使用の有無を輸入者に確認するコストが発生する。	—
	(その他の社会的費用)	・特に発生しない。	—
規制の便益		便益の要素	代替案の場合
		(1) エンドスルフアン ・エンドスルフアンによる将来にわたる環境汚染等を未然に防止することが可能となる。 ・製造・輸入事業者及び使用事業者の予見可能性を高めることができる。 ・条約締約国に対して、我が国の信頼性を一層向上することができる。 (2) ヘキサブロモシクロドデカン ・環境汚染等を未然に防ぐ蓋然性が高まり、国民全体が安全な生活を享受できるとともに、不公平のない適切な市場環境の整備が可能となる。 ・製造・輸入事業者及び使用者が、環境回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止できるとともに、消費者の安心感・信頼の獲得につながる。また、予見可能性を高めることができる。 ・製品の輸入事業者が、輸出国の関係事業者を確認協力依頼がしやすい環境となるとともに、環境汚染等のおそれのない製品を顧客に提供できる。 ・製品の購入者（使用者）が、ヘキサブロモシクロドデカンが入っていないものを容易に調達できるようになる。 ・条約締約国に対して、我が国の信頼性を一層向上することができる。	—

政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正案によって発生するコストは限定的であり、過度な負担とはならないと思われる。 他方、当該２物質は、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、長期毒性を有するため、環境汚染等の被害を及ぼしうる物質であるところ、本改正案による規制により、この被害を未然に防止することによる便益は極めて大きいものであると言える。 すなわち、過去の公害等にあるように、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、長期毒性を有する物質による環境汚染が発生した場合には人や環境への不可逆的な悪影響を与える可能性が有り、社会全体が被る事後的なコストは高額となりうることをかんがみれば、上記の費用を勘案しても、今次改正案は、妥当なものであると言える。
有識者の見解その他の関連事項	エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカン、ストックホルム条約による規制対象物質について検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）において、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）、③リスク管理に関する評価の検討プロセスを経て、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、人や環境に長期毒性を有する化学物質であると平成２３年４月及び平成２５年４～５月に開催された同条約締約国会議（COP）に勧告され、ここで廃絶対象物質に決定されたもの。 また、平成２５年６月及び１０月に厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会において科学的知見等を基に審議した結果、当該２物質を化審法に規定する第一種特定化学物質として指定し、ヘキサブロモシクロドデカンが使用されている４つの製品を輸入禁止することが適当等の結論を得ており、その旨各審議会から答申を得ている。
レビューを行う時期又は条件	モニタリングによる一般環境中での検出状況、国際的動向、新たな実態の追加的な判明等により、必要に応じて検討を行う。
備 考	